

学校給食配送業務委託仕様書

岩手県立盛岡ひがし支援学校共同調理場(以下「共同調理場」という。)において調理する学校給食の配送及び回収業務(以下「配送業務」という。)について、受託者は、この仕様書に定めるものの他、食品衛生法、学校給食法、その他関係法令及び学校給食衛生管理基準等を順守し、常に安全衛生に留意したうえで、委託業務を誠実に履行するものとする。

第1 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2 実施場所等

別記1「配送元及び配送先」のとおり。

第3 学校給食配送業務内容及び指定時刻

(1) 配送

共同調理場で調理した学校給食を入れた食缶並びに食器類等を収納した別記2に掲げるコンテナを共同調理場から配送業務車両(以下「車両」という。)に積載し、配送先に指定時刻までに配送する。

〔指定時刻〕 共同調理場(出発)10:40 小中学部校舎 11:15 高等部校舎 11:40

(2) 回収

給食終了後は、配送先から喫食した食器類及び残飯等を収納したコンテナを回収し、共同調理場に指定時刻までに配送する。

〔指定時刻〕 高等部校舎 13:20 小中学部校舎 13:45 共同調理場(到着) 14:15

第4 配送業務日及び年間日数

(1) 配送業務日

配送業務は、配送先の年間行事計画に基づく給食提供日に実施する。

(2) 配送業務年間日数

各年度の学校給食の提供予定日数は、概ね次のとおりとする。

なお、給食提供予定日は、189日とする。ただし、年度途中で各種事由により給食提供日を変更する場合がある。

第5 車両の仕様及び取扱い

車両は、配送元及び配送先での配送業務が安全かつ効率的に実施できるよう、次の仕様及び取扱いとする。

① テールゲート昇降装置付き2トントラックとすること。

② 上下前後左右を囲み、密閉状態となるバンボディ車両であること。

③ バンボディの車内については、学校給食の安全性・衛生面に十分配慮したものとすること。
積載するコンテナが損傷しない工夫をするとともに、コンテナ内部の荷崩れやこぼれ等が防止できる措置を講じること。

④ 業務中の安全確保のため、バックモニターを取り付けること。

⑤ 車両は受託者負担で用意するものとし、また、次の経費についても受託者負担とすること。

ア 車両の整備及び維持管理に要する経費

イ 配送に係る燃料経費

ウ 配送業務中に発生した車両事故等に係る損害賠償(自己損害を含む。)及び事故処理に要する経費

エ 車両に故障等が発生した場合の代替車両に要する経費

オ 配送業務の経路や時間等を定めるための試走運行に要する経費

- ⑥ 燃料価格の変動や搬送経路の変更による走行距離の増大を理由とする変更契約は、原則として行わないこと。
- ⑦ 配送業務日以外の日の車両の使用については、制限しないこと。ただし、当該使用後には、細心の注意の下で車両内(バンボディ及びキャビン)の清掃及び消毒作業を実施すること。

第6 配送業務に係る確認及び届出等

- (1) 業務着手前までに、配送業務従事者及び交代補助要員(以下「業務従事者等」という。)を選任し、様式第1号「学校給食配送業務従事者選任(変更)届出書」を提出すること。
また、業務従事者等に変更が生じる場合も、速やかに当該様式により提出すること。
- (2) 業務着手前までに、配送業務に使用する車両について、様式第2号「学校給食配送車両届出書」を提出すること。
また、車両に変更が生じた場合も、速やかに当該様式により提出すること。
- (3) 配送業務開始前に、車両の点検整備等を実施するとともに、様式第3号「学校給食配送業務に係る点検整備等確認簿」に記録すること。
- (4) 配送業務に当たっては、様式第4号「学校給食配送業務確認簿」により、配送元及び配送先の確認を受けること。
- (5) 様式第3号及び第4号に係る当該確認簿は、配送業務実施月の翌月に、委託業務完了報告書とともに委託者に提出すること。

第7 受託者に係る安全衛生管理義務等

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症やその他の感染症等の予防対策として、配送業務開始前に、業務従事者の検温や体調等の確認を実施し、その結果を様式第3号「学校給食配送業務に係る点検整備等確認簿」に記録する。
なお、体調が優れない等の場合には、速やかに交代補助要員との交代措置を講じること。
- (2) 受託者は、業務従事者等について、次のとおり腸内細菌検査及びノロウイルス検査を受検させ、その検査結果を委託者に報告すること。
なお、検査費用は受託者の負担とする。

検査名	検査時期・回数等	検査項目等
腸内細菌検査	毎月2回(各年度の業務着手前の検査を含む)	赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌のうち、 ^{オー} O26、 ^{オー} O111、 ^{オー} O157の3種
ノロウイルス検査	10月～3月 月1回検査	RT-PCR法による検査

- (3) 受託者は、業務従事者に対し、衛生帽・マスク・白衣の上着等の被服を着用させ、配送業務に従事させること。
なお、被服に係る費用は受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、業務終了後車両内(バンボディ及びキャビン)の清掃及び消毒作業を実施し、衛生管理を保つこと。

第8 緊急時の対応

- (1) 受託者は、緊急時に備え携帯電話等による即時対応ができる連絡体制を整えること。
- (2) 次のいずれかの事由により、指定時刻までに配送業務を履行できないことが明らかとなった場合は、速やかに委託者に連絡すること。
 - ① 交通事故あるいは渋滞等の交通状況により、予定どおりの配送が困難となったとき。
 - ② 積載したコンテナの荷崩れあるいはこぼれ等が発生し、正常な給食の納品が困難となったとき。
 - ③ その他配送業務に支障を来す異状が発生したとき。

第9 その他

- (1) 委託者は、必要と認めた事項に関し、受託者に対して資料の提出を求め、又は車両等への

立入検査を実施できるものとする。

- (2) この仕様書により難い事情が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、適切な配送業務に当たるものとする。